

要 望 書

令和3年1月27日

京葉広域行政連絡協議会

1. 医療・看護及び福祉人材の確保について

医師や看護師をはじめとする医療・看護人材については、京葉3市においても病院に勤務する常勤医師、特に小児科医師や産科医師の不足により、病床の閉鎖や輪番制参加医療機関からの脱退が生じ、市の救急医療体制の維持が大変困難な状況であり、医療機関等からも看護師の不足が深刻であるとの声も聞かれることなどから、人材の確保が喫緊の課題となっています。

また、介護人材については、県において「地域医療介護総合確保基金」を活用し、人材確保に向けた取り組みがなされているものの、今後、ますますの高齢化が進んでいく中で、介護人材の確保は喫緊の課題となっています。

さらに、障害福祉については、求められる人材は介護と同じであるにも関わらず、「地域医療介護総合確保基金」の対象外となっているため、人材確保に向けた施策が介護に比べて遅れている状況となっています。

保育士については、今年度、新たに1,000人を超える保育所等の利用定員の拡大を図った市もあり、安定して保育士を確保していくためには、新卒者及び潜在保育士を含めた就業支援を行うとともに、就労環境の整備等に向けた財政支援が重要です。

このような状況を受け、医療・看護及び福祉人材の確保については、県においても、「医学生や看護学生への修学資金の貸与等の確保対策」、「定着促進対策」、「再就業対策」等、医師及び看護師等確保策の取り組みや、「修学資金の貸付」や「定着促進対策」、「地域医療介護総合確保基金」の活用など、福祉分野においても人材確保に向けた様々な取り組みがなされています。

しかしながら、現場からは依然として人材の不足が深刻であるとの声が聞かれるところであり、地域における医療や介護、障害福祉、保育等のニーズが高まる中で、人材の確保は喫緊の課題となっています。

については、次の事項について要望します。

- (1) 県全体の福祉の底上げを図るため、医療・看護に携わる人材及び介護、障害福祉、保育等に携わる福祉人材の確保を進展させるよう国へ働きかけること。
- (2) 就労環境の整備や処遇改善など、人材確保のための更なる方策の推進と積極的な財政支援を行うこと。

2. 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度は、国において制度化されておらず、各都道府県の制度の下で市町村独自の助成を上乗せし、実施しております。助成に係る費用は、千葉県基準に上乗せしている市単独事業分も含めると令和元年度決算で約43億8千万円（船橋市約22億3千万円、市川市約14億6千万円、浦安市約6億9千万円）となり、財政上大きな負担となっています。

県では、平成24年12月から入院医療費の助成対象を中学校3年生まで拡大しましたが、通院・調剤については小学校3年生までのままとなっています。

また、本制度は、子どもの保健対策の充実と子育て世帯の経済的な負担を軽減することを目的として実施されていることから、地方自治体だけに任せるのではなく、国での対応が望まれます。

については、次の事項について要望します。

- (1) 子どもの医療費にかかる経済的負担を軽減する医療費助成制度は、少子化に歯止めをかけるために重要な施策であり、また、市町村による格差を是正するため、通院・調剤ともに入院と同じく中学校3年生まで拡大するとともに、県の負担割合について、現行の2分の1から3分の2に引き上げること。
- (2) 未就学児分の事業実施に伴う国民健康保険事業における国庫負担金の減額調整措置が平成30年度から廃止されたところであるが、就学児分に対する措置は依然として残存している状況にあるため、国庫負担金減額調整措置の全面廃止について国に対して強く要請すること。
- (3) 基本的な医療制度の確立は国の責務で行うべきものであり、全国一律の制度とするため、法律の整備について国に対して強く要請すること。

3. 国民健康保険事業に対する財政支援等の拡充について

都道府県単位化以降も、加入者の医療費水準は高く、所得水準は低い等の国民健康保険制度の構造的問題は解消していないため、被保険者の保険税(料)負担は重い状態が続いています。また、制度改正に併せて毎年約3,400億円の公費拡充がされていますが、加入者の所得水準が比較的高く大規模な市町村については、都道府県単位化によってより多くの財政負担が生じており、拡充分を考慮しても財政運営は依然厳しい状況に置かれています。

各市では、保険税(料)の滞納整理対策の強化等、国保財政健全化対策に鋭意取り組んでいるものの、赤字補填のため、一般会計から決算補填等を目的とした多額の繰入を行っている例もあり、これを縮減させることが喫緊の課題となっています。

また、千葉県国民健康保険運営方針においても、決算補填等を目的とした一般会計繰入の計画的な解消・削減に努めることがうたわれています。

については、次の事項について要望します。

- (1) 国庫負担割合の引上げや、低所得者層及び子どもに対する負担軽減等、国の責任と負担においてさらなる財政基盤の拡充・強化策を講じるよう働きかけを行うこと。
- (2) 保険税(料)の激変緩和措置の規模を縮小することなく継続すること。
- (3) 被保険者の負担の公平性に鑑み、財政運営の責任主体である県が主体的に県内保険税(料)水準の統一について検討すること。

4. ふるさと納税制度の見直しについて

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設され、京葉3市においても、ふるさと納税制度の返礼品を通じて、各市の魅力の発信や地場産業の振興、観光の推進などに取り組んでいるところです。

しかしながら、本来の趣旨が希薄になり、返礼品獲得のための寄附となっているのが実態であり、返礼品競争により一部の自治体に寄附が集中する一方で、特に都市部の自治体では、寄附に伴う税の減収が深刻な問題となっています。

京葉3市における令和元年度のふるさと納税額は約3億6,800万円（船橋市約2億9,700万円、市川市約4,100万円、浦安市約3,000万円）であったのに対して、ふるさと納税による住民税控除額は約33億6,300万円（船橋市約12億9,400万円、市川市約12億5,500万円、浦安市約8億1,400万円）であり、ふるさと納税による減収額は約30億円に及び、行政サービスの安定的供給に深刻な影響をもたらしています。

本制度は地方創生を目指し国策として導入されたものですが、ワンストップ特例制度に係る所得税控除相当額が住民税から控除されるばかりでなく、地方交付税不交付団体においては地方交付税による財政措置もされておられません。

については、次の事項に対する国への働きかけについて要望します。

- (1) ワンストップ特例制度に係る所得税控除相当額について、個人住民税の減収分を全額国費で補填するなど、制度の改善を図ること。
- (2) ふるさと納税による減収額については、地方交付税の不交付団体に対し、地方特例交付金等で補填することにより、交付団体と不交付団体の格差を調整すること。
- (3) 過度の返礼品競争により、平成31年度の税制が改正され適正化が図られたところであるが、未だ財政をひっ迫する要因の一つとなっていることから、寄附額に上限を設けるなど更なる適正化を図ること。

5. 湾岸地域における道路ネットワークの充実に向けた対応について

千葉県湾岸地域は、首都圏の経済活動を支える重要な拠点を有し、今後も交通需要の増加が見込まれることから、湾岸地域における、新たな道路ネットワークは、地域のポテンシャルを十分発揮させるものとして期待されます。

一方、ルートについては、蘇我IC周辺ならびに市原IC周辺から外環高谷JCT周辺までの湾岸部において検討を進める方針が示されたものの、東京都側との接続は示されておらず、都県境に隣接する地域では交通ボトルネックとなり、国道 357 号や国道 14 号などの一般道において慢性化する渋滞の悪化が懸念されます。また、これまでの検討において、貴重な干潟である三番瀬や漁業といった環境への影響、また、住宅地における市民生活への影響も懸念されております。

については、次の事項への対応と国に対する働きかけについて要望します。

- (1) 千葉県、東京都、神奈川県を含めた広域的な道路ネットワークを早期に示した上で、湾岸地域における、新たな道路ネットワークについては、国道 357 号外環高谷JCT以西や外環など周辺道路への影響を考慮し、千葉県三番瀬再生計画との整合性を図るとともに、市民生活や環境への影響に十分配慮した計画にすること。
- (2) 計画の具体化にあたっては、「千葉県湾岸地域における規格の高い道路計画の基本方針」に定めたとおり、沿線市との意見交換や地元への丁寧な説明、意見把握を行うなど、地域とのコミュニケーションを行いながら検討を進め、関係市の意見を十分に反映すること。
- (3) 国道 357 号で慢性化している渋滞を緩和するため、舞浜から千鳥町区間において現在取り組んでいる車線の増幅や交差点の立体化を早期に実現すること。

6. 認知症高齢者や障害児者等受け入れが困難な患者の医療提供体制の構築について

国では「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日付け事務連絡）の3.入院医療体制についての（2）における都道府県における各フェーズの即応病床（計画）数の設定に際し、具体的なこととして認知症患者、障害児者等に対し、想定以上の人員体制が必要となること等も想定し、確保病床の余裕を持たせることとされ、また、「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」（令和2年6月30日付け事務連絡）の3.（1）では、「都道府県は、高齢者施設での集団感染発生時に備え、感染者数に応じた入院医療機関の確保や医療提供体制に係る検討を行うこと。」とされ、都道府県が行うものとされております。

入院の勧告・措置対象となる新型コロナウイルス感染症の陽性患者であっても、認知症状や障害等によって速やかに入院ができない場合、自宅や施設で待機を余儀なくされ、感染拡大につながる恐れもあることから、このような患者を入院させる医療機関は必要です。

現在、県では認知症状等により入院困難な要介護等高齢者や精神・知的障害者等の受入れ先として、2病院に合計5床分のみ病床が確保されていると聞いていますが、複数の感染が生じた場合には十分に対応できないことが想定されます。

については、次の事項について要望します。

- （1） 配慮が必要な認知症高齢者や障害児者等受け入れが困難な患者の入院可能な医療機関を、居住圏域（対象者の居所の近傍）を十分踏まえた上で複数箇所用意し、それぞれの居住圏域に十分な病床数を確保すること。
- （2） 上記を踏まえた認知症高齢者や障害児者等受け入れが困難な患者の医療提供体制の構築に係る県の方針を示すこと。

7. 新型コロナウイルス感染症対応や減収に係る財源措置等について

新型コロナウイルス感染症は、大規模自然災害と同様の深刻な被害をもたらしており、自治体運営はこれまで経験したことのない局面に直面しています。

京葉3市は、感染が拡大する東京都に近接しており、通勤や通学など生活や経済活動に伴う往来が活発であるという地域特性から、高い危機感を持ち感染症対策に取り組んでいるところでありますが、感染の収束が見えない中、感染拡大防止や医療体制の確保、地域経済を支える中小企業への支援など引き続き様々な対策を講じていく必要があります。

一方、地域経済への影響が長期化することにより税収が大幅に減少し、自治体はこれまでにない厳しい財政運営を強いられることが予想されています。減収補填債については、補填の対象に地方消費税など7税目を追加するとされましたが、地方税の根幹と言える市民税についても大きな影響を受けている状況にあります。

そのような状況の中、行政サービスを低下させることなく、市民の命と健康を守り、地域経済への影響を最小にしつつ、その他様々な課題に対応する必要があります。

ついては、次の事項について要望します。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る財源について、財政力指数にとられることなく、地域の感染状況や経済的影響を考慮した上で、十分な措置を講じるよう国に働きかけること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る県独自の財政支援を積極的に行うこと。
- (3) 減収に伴う財源不足に対して、特別交付税で補填するなど財政力に係らず減収に対する財源措置を講じるよう国に働きかけること。
- (4) 国において補填するだけの財源が捻出できないのであれば、減収補填債について、令和3年度以降も新型コロナウイルス感染症の影響による減収分を補填できるよう算出方法を見直すとともに、補填の対象に市民税所得割を追加するなど制度の拡充を国に働きかけること。

浦安市

1. 県立特別支援学校の早期設置について

本市に暮らす障がいのある児童生徒の多くは、その障がいの程度に応じて、市立小・中学校の特別支援学級や市川特別支援学校など市外の特別支援学校に通学しています。また、市内の特別支援学級に進学した生徒であっても、その多くは中学校卒業後、市川市や船橋市の特別支援学校に進学しています。

しかし、遠方の特別支援学校への通学は児童生徒はもとより、保護者にも大きな負担となっていることから、その負担を軽減することが喫緊の課題となっています。

このような中、千葉県の第2次県立特別支援学校整備計画において、市川特別支援学校の学区の児童生徒数の過密状況に対して、学区内の小・中学校等の使用しなくなる校舎等を活用して新設校等を設置することにより、その解消を図ることとされていることを受け、新設校等の設置に向けて、児童生徒の減少による空き教室を活用する既存校との併設型など設置形態も含めて、協議を進めているところです。

については、地域内の障がいのある児童生徒たちが、より身近な場所で、障がいに応じた適切な指導や支援を受けることができるよう、未だ施設が設置されていない本市への特別支援学校の設置を計画に位置づけた上で、早期に実施するよう要望します。

浦安市

2. 境川河口部の水門及び排水機場の設置について

三方を海と河川に囲まれた本市にとって、水防対策は市政の最重要課題となっています。

また、県企業庁による公有水面埋立事業で造成された地域では、開発当初、自然流下により雨水排水されていましたが、その後、埋立造成に伴って開発された宅地の地盤沈下によって、排水機能が著しく低下しており、強雨の際には各所で道路冠水が多発しています。

この解決のためには、境川河口部に水門及び排水機場を設置することが不可欠であり、本市ではこれまでも県に対し要望を重ねてきました。

これらの要望に対し、県と市で連携して調査等を行い状況把握に努めるとの回答があり、協議を開始したところですが、昨今のゲリラ豪雨の増加や台風災害の甚大化から、更に踏み込んだ対応が求められています。

さらに、令和元年の台風19号の際には、東京湾における副振動により、海水面の大きな上昇が見られており、振動の周期によっては、潮位の変化が著しく大きくなることが懸念されます。

地盤沈下により低下した埋立地の地盤高や雨水排水施設の計画高を当初の高さに戻すことができない現状において、この状況は、単なる内水排除の問題に留まらず、津波や高潮、副振動なども含めた総合的な治水対策が必要であり、公有水面埋立事業を行ってきた県と共有して解決すべき重要な課題です。

については、本市の財政負担を含めて協議をし、境川河口部への水門及び排水機場を早期に整備するよう要望します。

浦安市

3. 見明川河口部海岸護岸の高潮対策の早期実施について

見明川河口部には、企業が船からの荷揚げを行う企業岸壁が整備されているため、海岸保全区域ラインが当該企業の敷地の外周道路に設定されていますが、地盤沈下により道路高が防潮堤計画天端高を満たしていません。

県では、企業岸壁後背の土地を無償借り上げし、荷揚げに影響のない高さで暫定的に護岸を整備しましたが、こちらも防潮堤計画天端高を満たしておらず、高潮などが発生した場合に、後背地の宅地まで到達する恐れがあります。

また、東日本大震災の液状化により、企業岸壁自体が損傷しており、耐震性の検証も行われていません。

については、高潮による浸水から市民を守るため、県の責任において、県が主体となって企業と調整し、防潮堤計画天端高の確保及び企業岸壁の耐震化を検討・実施するよう要望します。

以上のことについて要望します。

令和3年1月27日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

京葉広域行政連絡協議会

会長 松戸 徹

船橋市長 松戸 徹

市川市長 村越 祐民

浦安市長 内田 悦嗣